

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 北九州市人権施策審議会第十回会議
- 2 議 題 「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」
- 3 開 催 日 時 平成16年12月20日(月)
14時00分 ~ 16時15分
- 4 開 催 場 所 総合保健福祉センター「アシスト21」
6階 視聴覚室
- 5 出席した者の氏名
(委 員) 稲積謙次郎会長
ほか、委員11人 計12人
(事務局) 人権企画部長
ほか事務局関係者7人 計 8人
- 6 非公開とした理由 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項
を審議するため
- 7 議題、議事の概要
(1) 議事
ア 北九州市人権施策審議会答申案について

【委員からの意見等】

子どもに対する虐待は、十分な対策が取られれば半分程度は予防できる問題だと考えている。子どもの人権に関しては虐待を予防するための取り組みが課題であることを明記する必要がある。

改正児童虐待防止法では、社会の目で守る、市民の目で積極的に虐待の早期発見に協力する、ということが謳われているが、児童虐待や高齢者等の虐待に関しては、市民意識の啓発に留まらず、積極的に市民の関与を促す文言を入れる必要がある。

虐待の問題については、行政は児童相談所の相談員やカウンセラー等の資

質・意識の向上が必要であるとともに、増加している市民からの相談に適切に対応できる人員の配置等についても検討してほしい。

例えば、不登校といった場合にはその類型は様々にあり、また不登校の子どもたちの置かれている状況は個々に異なる。答申文では、その内容に該当する当事者等が置かれている状況などを十分考慮しながら、一方的なとらえ方にならないよう、配慮する必要がある。

現在行われている夜間学級は、外国籍市民をはじめとした多様な市民のニーズの変化に応えられる広がりをもったものであることが望まれる。内容の充実等を支援することにより、幅広く市民へ学習の場を提供していくことが必要である。

人権を尊重したまちづくりに必要な人権に関する市民運動は、市民に十分理解してもらうことが重要である。

北九州市は当人権施策審議会が出す答申に盛り込まれた内容を十分に市民に理解してもらうために効果的なPR等に努めてもらいたい。

人権課題の当事者団体等から頂いた意見の理念的なものは概ね本審議会が考えているところと一致していると思う。具体的な提案については、今後北九州市が人権行政の方向性を定めていく際に、参考にしてもらいたい。

北九州市は「世界の環境首都宣言」や「子どもを育てる10か条」など環境や教育に積極的に取り組んでいるが、人権と環境、教育は別々の範疇のものではなく、一つの理念の中に包括される問題だと思うので、具体的な施策も整合性のある展開が求められる。

北九州市が本審議会の答申を受けた後に、今後の人権行政の方向性を明確に打ち出していく際は、より多くの市民から意見を聴取するように努めてもらいたい。

平和と人権は分けて考えられるものではなく、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」ということを、次代を担う子どもたちに理解させることができる教材等の開発を行う必要がある。

人権を尊重したまちづくりを進めるためには、いくつかの仕掛けに加えて多くの市民の参画が必要である。複数の施策・事業に参加・参画している市民

メンバーがいつも同じ人ということがないよう、メンバーが固定化しない、人的にひろがりを持つ取組となるよう配慮してもらいたい。

市民や市民活動団体等が人権に関する情報交換や人権に関する様々な交流を図ることができるスペースを創ることも市民の関心を引くのではないか。

そのようなスペースは人権啓発の拠点に設ける事が望ましいので現在の人権啓発センターの移転や施設拡充もあわせて検討してはどうか。

行政総体として人権を尊重したまちづくりを効果的に推進するためには組織の見直しを検討することも必要である。

地域住民が幸せを感じ喜び合えるような実感を味わうことができる取組がまちづくりの中で行われることが人権を尊重するまちづくりに繋がると思う。

人権を尊重したまちづくりを進めるからといって、何も人権という冠をつけた取組をするということではなく、その取組が、市民が心を一つにして同じ目標を育んでいく、そういう場になることが必要であり、そのためには地域の人々の知恵を出し合うことが重要である。

地域で何かに取り組もうとする時には、参加するのは高齢の方が中心である。今後、若者が参加していくためにはどうすればいいかということも、これからの課題となるであろう。

例えば障害のある方やそれを支える方々が活動する時に問題となるのは、その活動の場づくりである。市内にある公的施設を活用でき、多く方が関わりながら活動の下支えをしてくれる、そのような交流や下支えがもっと増えれば、地域の中でも様々な活動が芽生え、ふれあいを通して理解し合うことが促進されると思う。市民の間に様々な活動が芽吹き、市民が人権を尊重したまちづくりをやりたいという花を開かせるような、市民を支える仕掛けづくりが必要だと思う。

人権を尊重したまちづくりを進めるためには、市民福祉センター（現市民センター）を中心として地域内分権を進めていく際に、その運営や活動の中に、人権という視点を明確に位置づける必要がある。また市民の中にもそのような意識を浸透させるための仕掛けづくりを考える必要がある。

宮沢賢治が「農村では演説でなく演劇を」と言ったと聞いているが、子ども

たちが人権尊重の精神を正しく身に付けるためには、人権を理論ではなく心で感じることができるような情緒を豊かにする教育を行うことが必要だと思う。

福岡県が進めている「青少年アンビシャス運動」は、小人数のグループ活動を支援することで活動の輪が広がり、ひいてはアンビシャス運動そのものが学校現場に当たり前のように浸透していった。例えば高齢者や外国人の方々と交流するといった小さなグループの活動においても、人権を特別に意識していなくてもそのふれあいの中で知らず知らずのうちに人権を大切にしている活動が数多くある。そのようなグループを育み支援していき、市民の中に機運が盛り上がるのが人権を尊重したまちづくりに繋がっていくと思う。

組織をつくとどうしても縦型の組織となり、小グループや若者たちをスポイルしてしまう傾向がある。地域の中で小グループ等を横断的にコーディネートするような中心的な役割の人材を見出し、育てる必要がある。「言うは易し」で難しいかもしれないが、その視点は人権を尊重したまちづくりには大変重要である。

人権文化のまちづくりというのは、何かを新しく作り出すというイメージはなく、現在でも行われていることが、人権に繋がっていることに改めて気付くという取組であることが必要だと思う。地域の核となる人材をはじめ市民に理解してもらうことが重要である。

人権文化というのは、教科書があるわけではない。しかし教科書を行政がつくるのではなく、市民の独創性を大事にし、小グループでも取り組める部分を多くし、市民が学び合うような取組が広がっていくことが必要である。小学校区単位に実践例を発表する交流の場を定期的に設け、お互いに良いところを学び合うような機会も大切である。

また、まちづくりに対する独創性を磨き、その活動がマンネリ化しないためには競争原理の導入も必要だと思う。行政自身の評価システムと市民の活動とが刺激し合いながら相互に切磋琢磨しながら、人権を尊重したまちづくり活動を発展させてもらいたい。

市民の中でまちづくりに対して情熱のある人材を発掘し、人権を尊重したまちづくりの火付け役となってもらうことが重要である。

大分の村おこしの取組に尽力した第一期メンバーのリーダーは、地域づくりに役立ちそうな情報に絶えず感性を研ぎ澄ませ、アンテナを張り巡らせて、

情報があればそこに行って良いところを吸収するという交流を積極的にやっていた。行政に求めるのはその情報提供である。新聞などのマスメディアもそのような先駆的な取組を紹介してほしい。そして情報さえあれば市民が自ら情報ソースに出向き、地域づくりに活かすという意識、自ら学ぶという意識を持つ事に期待したい。また、そのために必要な情報提供や市民自らが情報を得たり、交流するための支援を積極的に行うことが行政には求められている。

- 8 問い合わせ先 保健福祉局人権企画部同和対策課企画調整係
電話番号(582-2440)